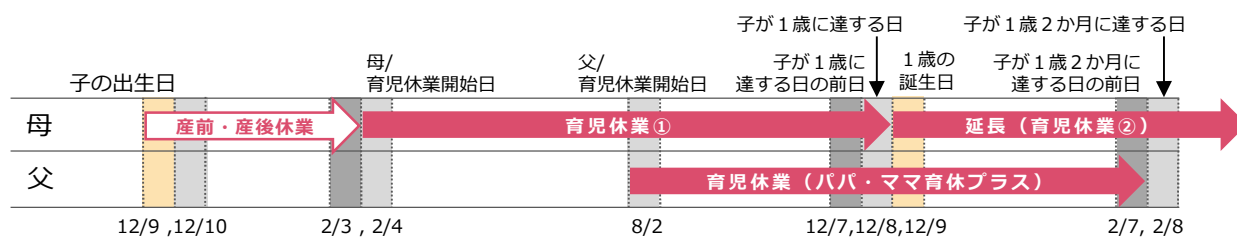


## 補 足 支給対象期間について（パパ・ママ育休プラス制度と延長制度の事例集）

パパ・ママ育休プラス制度（13頁参照）を利用する場合であって、延長事由（17頁参照）に該当する場合の育児休業給付金の支給対象期間の取扱いについて、事例をお示します。

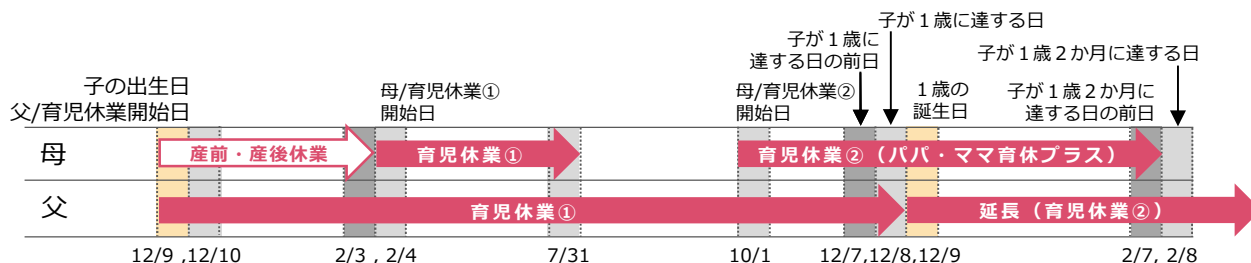
### 例 1：父母いずれかの育児休業がパパ・ママ育休プラスの対象となる場合①



母の育児休業②は、誕生日（産前休業の末日）、産後休業及び育児休業期間を合わせて上限の1年に達しているため、パパ・ママ育休プラスの対象となりませんが、延長事由（17頁参照）を満たす場合は、1歳6か月に達する日前までの期間、育児休業給付金の支給対象となります。

父の育児休業は、育児休業開始日が子が1歳に達する日の翌日以前で、配偶者の育児休業の初日（2/4）以後であるためパパ・ママ育休プラスの対象となり、1歳2か月に達する日前までの期間（通算上限1年）、育児休業給付金の支給対象となります。

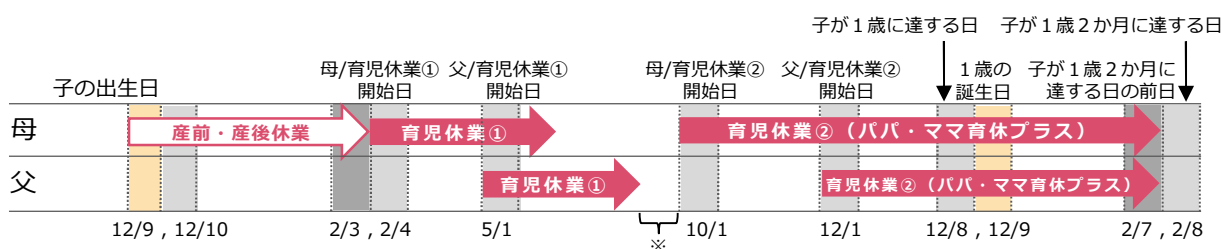
### 例 2：父母いずれかの育児休業がパパ・ママ育休プラスの対象となる場合②



母の育児休業②は、育児休業開始日が子が1歳に達する日の翌日以前で、配偶者の育児休業の初日（12/9）以後であるためパパ・ママ育休プラスの対象となり、1歳2か月に達する日前までの期間（誕生日（産前休業の末日）、産後休業及び育児休業期間を合わせて上限1年）、育児休業給付金の支給対象となります。

父の育児休業②は、育児休業期間が上限の1年に達しているため、パパ・ママ育休プラスの対象となりませんが、延長事由（17頁参照）を満たす場合は、1歳6か月に達する日前までの期間、育児休業給付金の支給対象となります。

### 例 3：父母の育児休業がともにパパ・ママ育休プラスの対象となる場合

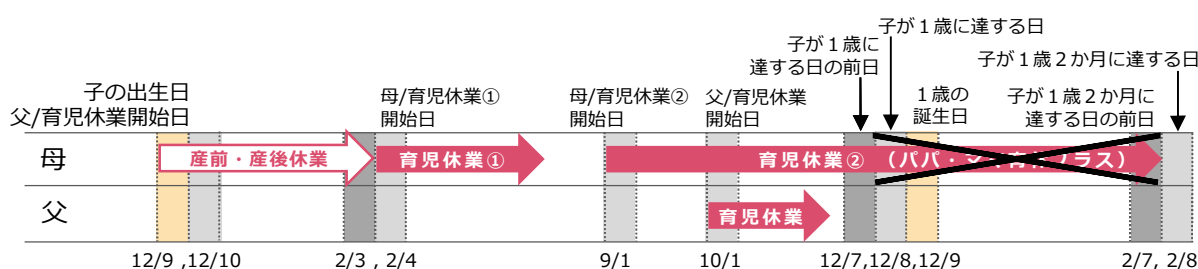


母の育児休業②は、育児休業開始日が子が1歳に達する日の翌日以前で、配偶者の育児休業の初日（5/1）以後であるためパパ・ママ育休プラスの対象となり、1歳2か月に達する日前までの期間（誕生日（産前休業の末日）、産後休業及び育児休業期間を合わせて上限1年）、育児休業給付金の支給対象となります。

父の育児休業②は、育児休業開始日が子が1歳に達する日の翌日以前で、配偶者の育児休業の初日（10/1）以後であるためパパ・ママ育休プラスの対象となり、1歳2か月に達する日前までの期間（通算上限1年）、育児休業給付金の支給対象となります。

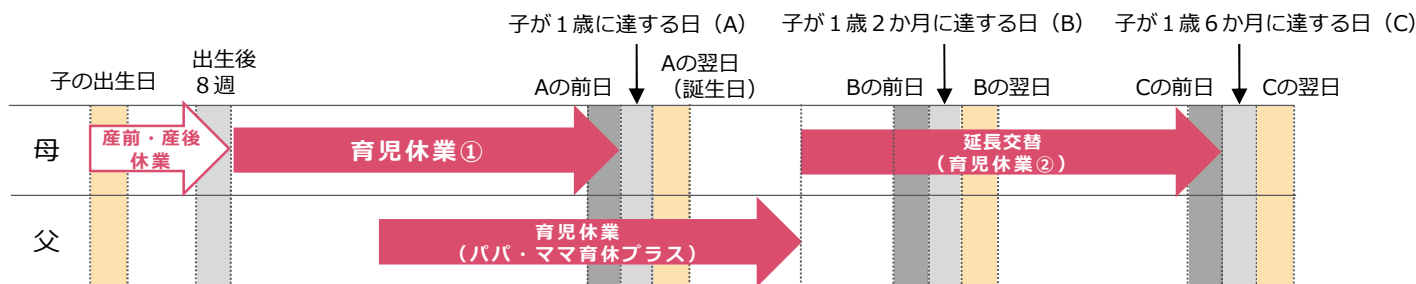
※ 1歳達する日までの期間における育児休業は、休業期間が重複したり連続している必要はありません。

### 例 4：パパ・ママ育休プラスの対象とならない場合



母の育児休業②は、育児休業開始日が配偶者の育児休業の初日（10/1）前であるためパパ・ママ育休プラスの対象となりませんが、延長事由（17頁参照）を満たす場合は、1歳6か月に達する日前までの期間、育児休業給付金の支給対象となります。

### 例 5 : パパ・ママ育休プラス適用時に 1 歳 6 か月までの育児休業を行う場合①

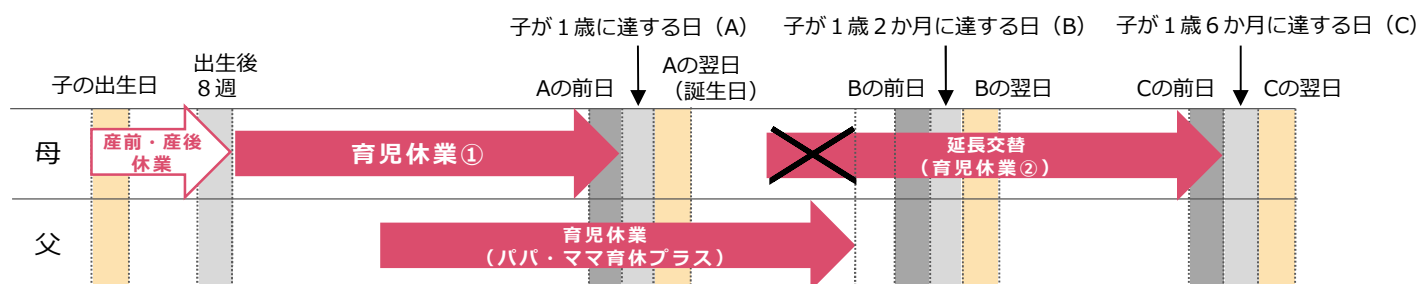


母の育児休業②は、配偶者が子が 1 歳に達する日 (※) に育児休業を行っており、育児休業開始日が子が 1 歳に達する日 (※) の翌日であるため、延長事由 (17頁参照) を満たす場合は、育児休業給付金の支給対象となります。

父の育児休業は、育児休業開始日が子が 1 歳に達する日の翌日以前で、配偶者の育児休業の初日以後であるためパパ・ママ育休プラスの対象となり、1 歳 2 か月に達する日前までの期間 (通算上限 1 年)、育児休業給付金の支給対象となります。

※ パパ・ママ育休プラスの適用を受ける場合は、1 歳に達する日後の休業終了予定日と読み替えて適用されます。

### 例 6 : パパ・ママ育休プラス適用時に 1 歳 6 か月までの育児休業を行う場合②

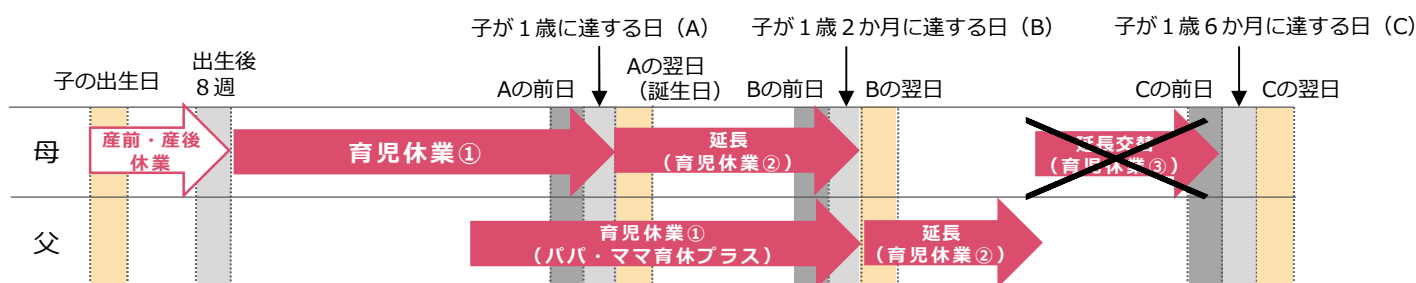


母の育児休業②は、配偶者が子が 1 歳に達する日 (※) に育児休業を行っており、育児休業開始日が子が 1 歳に達する日 (※) の翌日以前であるため、育児休業給付金の支給対象となりません。

父の育児休業は、育児休業開始日が子が 1 歳に達する日の翌日以前で、配偶者の育児休業の初日以後であるためパパ・ママ育休プラスの対象となり、1 歳 2 か月に達する日前までの期間 (通算上限 1 年)、育児休業給付金の支給対象となります。

※ パパ・ママ育休プラスの適用を受ける場合は、1 歳に達する日後の休業終了予定日と読み替えて適用されます。

### 例 7 : パパ・ママ育休プラス適用時に 1 歳 6 か月までの育児休業を行う場合③



母の育児休業②は、出生日 (産前休業の末日)、産後休業及び育児休業期間を合わせて上限の 1 年に達しているため、パパ・ママ育休プラスの対象となりません。延長事由 (17頁参照) を満たす場合は、育児休業給付金の支給対象となります。この場合、母の育児休業③は、1 歳～1 歳 6 か月の期間における 2 回目の育児休業となるため、除外事由 (8 頁参照) の一つ目の事由に該当しない限り、育児休業給付金の支給対象となりません。

父の育児休業①は、育児休業開始日が子が 1 歳に達する日の翌日以前で、配偶者の育児休業の初日 (2/4) 以後であるためパパ・ママ育休プラスの対象となり、1 歳 2 か月に達する日前までの期間 (通算上限 1 年)、育児休業給付金の支給対象となります。父の育児休業②は、延長事由 (17頁参照) を満たす場合は、育児休業給付金の支給対象となります。